

○厚生労働省告示第三百八十八号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第八項の規定に基づき、平成二十一年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第七項に規定する控除額を次のように変更し、平成二十年厚生労働省告示第四百十四号（雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき、控除額を変更する件）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、適用日前の日に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十一年七月三十一日

厚生労働大臣 舛添 要一

千三百二十六円